

平成21年3月13日
農林水産省消費・安全局

平成21年3月12日 農林水産大臣により下記の処分が行われた。

氏名	住所等	処分内容	事件の概要	司法処分
仲野 明 (59歳)	兵庫県洲本市	業務停止 6月	(薬事法違反) 当該獣医師は、兵庫県南あわじ市の仲野興産株式会社の代表取締役として、同社の業務全般を統括していた。 当該獣医師は、同社従業員と共謀し、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として平成19年4月18日頃から同年10月16日頃までの間、5回にわたり、5名に対しインターネットオークションサイトを通じ、郵送する方法等により、医薬品であるノミ、ダニ駆除剤「フロントラインプラスドッグ」を合計30本販売した。	平成20年8月13日 判決(後日確定) 神戸簡易裁判所 罰金50万円 (略式命令)

(参考)

○獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)(抜粋)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

一・二 (略)

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医事に關する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者

五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者

2 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

第八条 (略)

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号の場合ほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。

四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

3～7 (略)

<問い合わせ先>

消費・安全局畜水産安全管理課

獣医事班 吉田

TEL 03-3502-8111 内線 4530

03-3501-4094 (夜間)